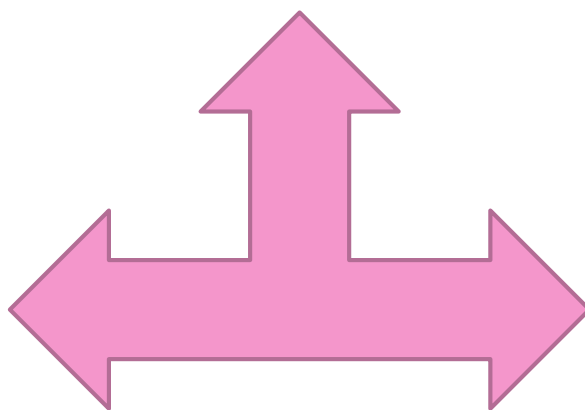


第2期 新させぼっ子未来プランの 中間見直しについて



1. 佐世保市の間見直しについて



(1) 見直しの必要性

● 内閣府の根拠規定(平成26年内閣府告示第159号:基本指針)から

「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、(中略)量の見込みと大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が、(中略)量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。」

上記の指針に基づき、

市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこととなる。

佐世保市に置き換えると・・・

佐世保市における子ども・子育て分野のマスタープランである「第2期新させぼっ子未来プラン」は計画期間が令和2年度～6年度となっているため、上記、国の基本指針に基づき、令和4年度に過去の利用実績を確認の上、必要な場合は、計画の確認・見直しが必要となる。

1. 佐世保市の間見直しについて



(2) 見直しの考え方について

●第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について<内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）令和4年3月18日付通知>から

実際にどのような方法で見直しを行うかは、国が示す算出方法のすべてを活用する、一部を活用する等も含め、地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、各自治体において適切に判断したい。

※ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績（今後の利用ニーズを含む）の想定が困難であって、令和4年度に中間年見直しが必要かどうかの判断ができない場合、必ずしも令和4年度に見直しを行う必要はなく、令和5年度以降に必要なに応じて実施していただきたい。

佐世保市としては…

◇国が示す方法の一部を活用

◇佐世保市独自の手法を活用

⇒最終的に佐世保市子ども・子育て会議に諮り、意見を反映しつつ、中間見直しの作業を進める。

1. 佐世保市の間見直しについて



(3) 見直しの具体的な手法(その1)

● 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について<内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当) 令和4年3月18日付通知>から

◇ 教育・保育の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容」等の見直し

- (Ⅰ) 実績値の把握
- (Ⅱ) 実績値と「量の見込み」との比較
- (Ⅲ) 要因分析
- (Ⅳ) 「量の見込み」の補正
- (Ⅴ) 「提供体制の確保の内容」

◇ 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容」等の見直し

教育・保育の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容」の変更に併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容」の変更を行う必要がある。

※ 上記の手法のほか、地方版子ども・子育て会議等の議論を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出も可能。

1. 佐世保市の間見直しについて



(3) 見直しの具体的な手法(その2)

●「お子様の放課後の過ごし方アンケート」の実施

佐世保市の児童の放課後の過ごし方が多様化していることに伴い、その選択肢の1つとして、子ども未来部では「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」及び「児童センター運営事業」等を実施しているが、今後の事業の方向性の検討を進めるため、ご家庭における様々なニーズの把握を行うもの。

【実施期間】 令和4年6月20日（月）～7月13日（水）

【調査対象】 佐世保市立の小学校・義務教育学校に通う1年生～6年生の児童の保護者

令和5年度に就学予定の児童の保護者

【対象者数】 約15,000名

【調査方法】 市Webアンケートによるもの

【調査内容】 現在の放課後の過ごし方、今後の放課後の過ごし方

など13問程度の設問（うち12問選択式、1問自由記述）

【調査票】 （資料4）「お子様の放課後の過ごし方アンケート」調査票のとおり

2. 佐世保市子ども・子育て会議分科会について



●佐世保市子ども・子育て会議分科会の設置の提案について

「佐世保市子ども・子育て会議条例」第11条に基づき、特別な事項を調査するため、佐世保市子ども・子育て会議内に以下の2つの分科会を設置したい。

<設置予定分科会>

◇第2期新させぼっ子未来プラン進捗管理分科会

【審議内容】「第2期新させぼっ子未来プラン」の進捗管理及び令和4年度中間見直しについて、調査審議するもの。

【開催回数】2回（8月、10月を予定）

◇保育所等施設整備検討分科会

【審議内容】令和2年度に策定した「佐世保市保育所等施設整備指針」に基づき、保育所等の施設整備に係る選定について調査審議するもの。

【開催回数】2回（9月、10月を予定）

(参考) 佐世保市子ども・子育て会議条例 第11条 一部抜粋

- 1 特別な事項を調査審議するため、会長は、子ども・子育て会議に分科会を置くことができる。
- 2 分科会は、子ども・子育て会議委員の中から、会長が指名する委員で組織する。

3. 令和4年度佐世保市子ども・子育て会議日程(案)



令和4年度「第2期新させぼっ子未来プラン」の中間見直しまでの道のり

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
子ども・子育て会議	全体会				(7月11日開催) ■第1回全体会予定議事 (1) 第2期新させぼっ子未来プランの推進について ・2～3年度の取組の振り返り ・中間見直しの概要について 等				■第2回全体会予定議事 (1) 第2期新させぼっ子未来プランの推進について ・各分科会からの報告(プラン・施設整備) 等	(12月中旬予定) 第2回全体会			
	プラン進捗・中間見直し 分科会①					(8月前半予定) ■第1回分科会予定内容 ・実績に基づくR5以降の考え方について ・「お子様の放課後の過ごし方アンケート」途中経過報告 等		(10月中旬予定) 第2回分科会	■第2回分科会予定内容 ・第1回分科会の意見の確認・フィードバック ・児童クラブアンケート調査結果報告 ・R5～R6の数値案の提示 ・プラン進捗確認 等				
	施設整備 分科会②					(8月中旬予定) 第1回分科会 ■分科会予定内容(1・2回共通) 「佐世保市保育所等施設整備指針」に基づく、保育所等の施設整備に係る選定についての意見調査 等		(10月中旬予定) 第2回分科会					
	児童クラブ 調査など				「お子様の放課後の過ごし方アンケート」実施 (6/20～7/13)	○7/末～8/末 集計・分析作業							
中間見直し完了													